

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年5月15日(2014.5.15)

【公表番号】特表2013-523769(P2013-523769A)

【公表日】平成25年6月17日(2013.6.17)

【年通号数】公開・登録公報2013-031

【出願番号】特願2013-502865(P2013-502865)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/20	(2006.01)
A 6 1 K	31/519	(2006.01)
A 6 1 K	47/16	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/14	(2006.01)
A 6 1 P	25/28	(2006.01)
A 6 1 K	9/20	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/10	
A 6 1 K	47/20	
A 6 1 K	31/519	
A 6 1 K	47/16	
A 6 1 P	25/00	
A 6 1 P	25/14	
A 6 1 P	25/28	
A 6 1 K	9/20	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 P	43/00	1 2 1

【手続補正書】

【提出日】平成26年3月27日(2014.3.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

広義自閉症表現型障害に関連する1以上の症状を治療するための製剤であって、ジメチルスルホキシド(DMSO)と、メチルスルホニルメタン(MSM)とを含み、前記DMSOの量が0.01g～5gであり、前記MSMの量が1g～10gである、製剤。

【請求項2】

前記製剤が、前記製剤の成分と関連する1以上の副作用を軽減する、セロトニン再取り込み阻害剤、リスペリドン、尿素、硫黄結合剤、及び栄養素の1種以上を含む、請求項1に記載の製剤。

**【請求項 3】**

前記広義自閉症表現型障害が、注意欠陥障害（ADD）、注意欠陥多動障害（ADHD）、多動、アスペルガー症候群、トゥーレット症候群、強迫性障害（OCD）、広汎性発達障害（PDD）、チック障害、及び学習障害の1種以上である、請求項1に記載の製剤。

**【請求項 4】**

前記製剤が、固形状である、請求項1～3のいずれかに記載の製剤。

**【請求項 5】**

前記固形製剤の投与が前記DMSO及び前記MSMの徐放をもたらす、請求項4に記載の製剤。

**【請求項 6】**

前記MSMが、前記DMSOに関連する臭気を軽減し、且つ前記DMSOによって生じる1以上の望ましくない副作用を軽減し、

前記1以上の望ましくない副作用が、胃腸作用及び組織炎症を含む、請求項1～5のいずれかに記載の製剤。

**【請求項 7】**

前記製剤が、静脈内、舌下、経鼻、局所、又は経口投与に適している、請求項1～3のいずれかに記載の製剤。

**【請求項 8】**

前記DMSOの量が0.1g～5gであり、且つ前記MSMの量が1g～5gである、請求項1～7のいずれかに記載の製剤。

**【請求項 9】**

前記DMSOの量が被験者の体重1kgあたり0.005～0.1gであり、且つ前記MSMの量が被験者の体重1kgあたり0.1～0.8gである、請求項1～7のいずれかに記載の製剤。

**【請求項 10】**

当該製剤の全量における前記DMSOの濃度が0.1%～3%であり、且つ前記MSMの濃度が10%～25%である、請求項1～7のいずれかに記載の製剤。

**【請求項 11】**

前記DMSOに対する前記MSMの比が20：1～500：1である、請求項1～7のいずれかに記載の製剤。

**【請求項 12】**

前記製剤が前記被験者に対する24時間を超える単回又は複数回投与用に設定される、請求項1～11のいずれかに記載の製剤。

**【請求項 13】**

前記製剤が、被験者に対する1以上の追加の化合物の投与の前、同時又は後に投与するのに適しており、前記追加の化合物がアンフェタミン、ペモリン、メチルフェニデート、セルトラリン、アトモキセチン、クロミプラミン、ブスピロン、ブプロピオン、ベンラファキシン、イミプラミン、フルボキサミン、パロキセチン、フルオキセチン、ネファゾドン、ドキセピン、クロザピン、ハロペリドール、クエチアピン、チオリダジン、ランザピン、カルバマゼピン、クエン酸リチウム、及びバルプロ酸からなる群より選択される、請求項1～12のいずれかに記載の製剤。

**【請求項 14】**

前記製剤が、過剰な嘔吐反射の治療、反社会的行動の治療、発達遅延の被験者の言語技能の改善、自己刺激行動及び/又は反復行動の治療、被験者の社会的相互関係の改善、並びに被験者の意識を集中させる該被験者の能力の改善の1以上に適している、請求項1～13のいずれかに記載の製剤。

**【請求項 15】**

前記製剤が、前記DMSO及び前記MSMを個別に投与するように設定される、又は前記DMSO及び前記MSMを組み合わせて投与するように設定される、請求項1～14の

いずれかに記載の製剤。

【請求項 16】

広義自閉症表現型障害又は広義自閉症表現型障害に関連する症状を治療するための DMSO を含む製剤であって、前記製剤が任意に MSM を含み、前記 DMSO の量が 0.01 g ~ 5 g である、製剤。

【請求項 17】

前記製剤が MSM を含み、前記 MSM の量が 1 g ~ 10 g である、請求項 16 に記載の製剤。

【請求項 18】

前記製剤が MSM を含み、当該製剤の全量における前記 MSM の濃度が 10% ~ 25% であり、前記 DMSO の濃度が 0.1% ~ 3% である、請求項 16 に記載の製剤。

【請求項 19】

前記製剤が、前記製剤の望ましくない副作用を軽減する追加の化合物又は栄養素を更に含み、前記追加の化合物又は栄養素が硫黄結合剤である、請求項 16 ~ 18 のいずれかに記載の製剤。

【請求項 20】

前記追加の化合物又は栄養素が尿素である、請求項 19 に記載の製剤。

【請求項 21】

前記製剤が被験者に対する 1 以上の追加の化合物との併用投与に適しており、前記追加の化合物が、アンフェタミン、ペモリン、メチルフェニデート、セルトラリン、アトモキセチン、クロミプラミン、ブスピロン、ブプロピオン、ベンラファキシン、イミプラミン、フルボキサミン、パロキセチン、フルオキセチン、ネファゾドン、ドキセピン、クロザピン、ハロペリドール、リスペリドン、クエチアピン、チオリダジン、ランザピン、カルバマゼピン、クエン酸リチウム、及びバルプロ酸からなる群より選択される、請求項 16 ~ 20 のいずれかに記載の製剤。

【請求項 22】

広義自閉症表現型障害に関連する 1 以上の症状を治療するための製剤であって、

ジメチルスルホキシド (DMSO) ;

メチルスルホニルメタン (MSM) ; 及び

アンフェタミン、ペモリン、メチルフェニデート、セルトラリン、アトモキセチン、クロミプラミン、ブスピロン、ブプロピオン、ベンラファキシン、イミプラミン、フルボキサミン、パロキセチン、フルオキセチン、ネファゾドン、ドキセピン、クロザピン、ハロペリドール、リスペリドン、クエチアピン、チオリダジン、ランザピン、カルバマゼピン、クエン酸リチウム、及びバルプロ酸からなる群より選択される 1 種以上の化合物を含む、製剤。

【請求項 23】

前記 DMSO が 0.01 g ~ 10 g の用量で提供され、且つ前記 MSM が 1 g ~ 20 g の用量で提供される、請求項 22 に記載の製剤。

【請求項 24】

前記 DMSO が前記 MSM と組み合わされ、且つ前記組み合わせが室温で固形状である、請求項 22 又は 23 に記載の製剤。

【請求項 25】

前記 DMSO 及び / 又は MSM が液体製剤で提供され、前記液体製剤が任意に香味剤を含む、請求項 22 又は 23 に記載の製剤。

【請求項 26】

前記製剤が経口投与に適しており、

前記 MSM が前記 DMSO の 1 以上の望ましくない副作用を軽減し、

前記望ましくない副作用が胃腸作用及び組織炎症を含み、

前記広義自閉症表現型障害が自閉症である、請求項 22 ~ 25 のいずれかに記載の製剤

。

